１．件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所１号機及び２号機　設計及び工事計画認可申請（使用済燃料ピット用中性子吸収体の廃止等）【２】）」

２．日時：令和５年３月８日（水）１０時３０分～１１時４０分

３．場所：原子力規制庁　９階Ａ会議室（一部 TV 会議システムを利用）

４．出席者：（※・・TV 会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官、中川上席安全審査官、鈴木主任安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部原子力発電部門燃料保全グループ　チーフマネジャー※

他５名※

５．自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

６．その他

提出資料：

・資料 2-1　高浜発電所第１，２号機審査資料　申請書記載内容に関する補足説明

・資料 3　　高浜発電所第１，２号機審査資料　コメント整理表

以上

別紙

時間	自動文字起こし結果
0:00:03	原子力規制庁スズキです。本日は高浜 1 号機の
0:00:10	使用済み燃料ピット中性子吸収体廃止に係る設工認のヒアリングを始めます。
0:00:18	今日の資料は事前に提出がありまして、
0:00:24	資料 2－1 と資料 3 で進めるということで認識しておりますけれども関西電力それでよろしいでしょうか。
0:00:36	はい。
0:00:37	関西電力の平野でございますけどそのご認識で大丈夫でございます。
0:00:42	減少規制庁スズキですわかりました。
0:00:48	鼻椎野確認の内、御説明にあたっては場合によっては申請書をこれ、審査会合のときに資料 1－1 の 3 列でいただきましたけれども、
0:01:01	それとか
0:01:03	審査会合の説明資料等も見ながら進めていきたいと思いますので、その時には取り出すようにお願いします。
0:01:13	本日の資料を事前にいただいて
0:01:18	目は通しておりますけれども、
0:01:21	今日は、申請書の記載について、
0:01:27	前回のヒアリング 2 月 1 日のヒアリングで確認したうちの 4 件について、
0:01:34	審査申請書の記載について説明をいただくかと思っていますんで、内容は確認はしていますけれどもこちらに誤解があると良くないので、
0:01:51	4 件について一つずつ、関西電力の方から説明していただいて、それについて、規制庁側から確認をするという手順でやっていきたいと思いますけれども、関西電力よろしいでしょうか。
0:02:06	関西電力の平でございます衛藤。
0:02:10	ご説明の中で承知いたしました。
0:02:13	もうここから始めさせていただく。
0:02:15	それから、規制庁スズキとしては一つ目から説明をお願いします。
0:02:26	はい。関西電力の平野でございます。それでは今回のご説明の内容に関しまして
0:02:33	資料 3 の個別ナンバー124 号に対しまして、資料番号の 2－1 を用いまして説明させていただきます。
0:02:43	資料の 1 ページ目、
0:02:46	下の所の方で言います 1 ページ目ご覧ください。

※1　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※2　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:51	こちらの方に先ほど述べましたコメントのナンバー12、
0:02:56	衛藤。
0:02:58	2 月 1 日のヒアリングのいただいたコメントとそのに対する我々の考え方と今後の記載の適正化に向けての考え方のほうを示させていただいております。
0:03:08	それではまずコメントNo. 1 の表の 1、核燃料物質の取扱施設及び所蔵施設の主要せ、設備リスクに関して変更がない場合の申請書への記載事項を、
0:03:22	記載の要否を検討することというコメントに関しましてはこちらの(1)に、
0:03:28	2 ポツ申請職制内容に関する不足のうち(1)に記載させていただいております。あとポツの中にですね申請時の考え方ということで、
0:03:38	まず、過去の申請書の作成の内容を調べましたところ、こちらの主要設備リストにですね、申請対象設備が存在するものに関しましては、
0:03:50	前回のヒアリングでコメントいただきました通り、変更の内容に変更がない場合でありましても新旧比較形式の形でこちらの支援、
0:04:00	主要設備リストに変更がありませんと、いうことを、対象設備を明確にした上で、変更がない旨を説明しておりました。
0:04:08	ただ一方で今回、今回の申請に関しましては審査対象設備の中にですね、
0:04:14	機器、
0:04:17	機器等の実測の変更を伴わないものでございまして、基本設計方針の変更、具体的にはですね既委員会防止の管理に関わると運用の変更になります。
0:04:28	に関する申請内容でございますので
0:04:31	現在主要設備リストにですねそちらの設備として記載がないものに、になっておりますので新旧比較形式のほ形でお示しすることができませんでした。
0:04:42	なので一方ですが基本設計方針の中でですねこちらの表 1 を引用いたしまして、
0:04:49	引用していることですからこちらと、
0:04:53	こいつの内容の変更がないことがわかるようにですね、2 ページおめくりいたします。
0:04:59	お願いいたしまして 3 ページ目の方にちょっと、
0:05:03	頭を補正する。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:04	記載の適正化案といたしましてお示ししております通り、投票率の部分に注 1 を明記いたしまして、こちらの主要設備リストに関しましては本設計及び工事の計画の申請に伴う変更はなくて、
0:05:19	耐震の認可された工事計画によりますというものを、決することによって、表 1 に変更がない旨をお示しさせていただきたいと考えております。
0:05:30	このまま続けて他のコメントの回答に関してもご説明させていただきたいと思いますけどもそちらの中でよろしかったでしょうか。
0:05:38	原子力規制庁。
0:05:41	原子力規制庁スズキです。一つずつやっていきたいと思います。ここで、説明が一つ目は終わりでしたら一旦区切って、
0:05:50	規制庁側から確認をしたいと思いますけどよろしいですか。
0:05:55	はい。
0:05:56	関西電力の平野でございます。こちらの内容であとコメントナンバー1 のご説明となりますのでこちらに関しまして、
0:06:03	ご審議のほどよろしくお願いいたします。
0:06:06	はい、原子力規制庁スズキですでは確認に入ります。
0:06:10	まず、前回の日 2 月 1 日のヒアリングにおいて、
0:06:17	事例があればということでこういう事例があるのでこういうふうに、
0:06:22	記載を
0:06:25	直すこともうを考えているという説明でしたけれども、
0:06:30	具体のその事例っていうのは、
0:06:33	いろいろあるのか、それとも、これまでに、こういうのはレアケースで、レア係数だけれどもあります。
0:06:44	ていうことなのか、これどちらでしょうか。
0:06:52	藤関西電力の平野でございます。衛藤先日のコメント場においては従来ですと新旧比較形式の形で表示に変更がないことを示している加地の事例を確認してくださいというような、
0:07:05	ご意見をいただいていたと認識しておりますけども、ちょっと従来ですと、表 1 を全部する場合には必ずと変更前後表の形で、変更がないことを示しておりました。
0:07:18	一方でですね今回我々0 過去の事例等々を調べさせていただいたんですけども、今日一応添付せずに、
0:07:26	表 1 にですね
0:07:29	審査対象設備がない事例というものがですね、調べた範囲では確認

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:35	できておりませんので、今回の申請に関して
0:07:39	珍しいケースであると認識しております。
0:07:44	はい。規制庁鈴木です。ということはこれは、
0:07:47	今までこういうふうにやったことはなくって、こういうふうにやれば、
0:07:53	表 1 の繋がりがわかるでしょうねというそういう、
0:07:59	ことを説明されたということですか。
0:08:04	関西電力の日野でございます。その通りでございます。表 1 を添付すると基本設計方針の末尾にですね、変更がない旨を記載することによってこちらの表 1 に関しましても、機構にの
0:08:16	最新版の区長市川変更がないことはお示しできていると考えております。
0:08:21	規制庁都築です。一応念のため、どうぞ。はい。
0:08:27	ですけども、少し補足させていただきますと、
0:08:32	そう、前回から松崎さんおっしゃられてるこういう表 1 っていうことを文章では引用しつつ、その表 1 そのものを変更しないで言ってあるんですか。
0:08:47	ああいうふうに頭ができると思ってましてそれについてはですね過去調べたところ、基本的には表 1 っていうのは、いずれの隣接個人戦においても、当社の例でいきますと添付はしてきております。
0:09:00	はい。こういう形でつけてないっていう例っていうのは確かに調べた範囲ではございませんでした。それはなぜかといいますと、変更する設備が少なからず、Rという例いう申請ばかりでしたので、そういう形になっているんですけども、
0:09:19	今回の私どものこの申請のように、今回の緊急のようにない場合ですね、
0:09:29	ていう申請する設備がないような申請をしてるような例っていうのが過去になかったということで、我々のような今回の形、今回の形というご説明でございます。
0:09:46	原子炉規制庁鈴木です補足ありがとうございます。そこについても一応聞こうと思ったのと、
0:09:52	念のためもうもう一つちょっと深く突っ込んで確認しときますけれども、
0:09:58	例えば今回は核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、貸し申請範囲、あって、
0:10:07	そこについて従来、変更前に、
0:10:12	例えばですね、主要設備が 10 件、主要設備リストの表、表 1 に、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:19	こう列記されていたと。で、
0:10:22	その中の、例えば、
0:10:25	1 件、
0:10:27	デモを
0:10:30	改造の、
0:10:31	案件として
0:10:34	ピックアップされていたなあ。
0:10:37	1 件だけ載せるわけじゃなくって 10 件合わせて載せて、残りの 9 は変更なしで、
0:10:42	改造の対象となってる設備だけどういうふうに改造されるって変更前後で、主要設備リストをつけていたのかそれとも、
0:10:52	まさに改造する機器だけ、主要設備リストから抽出して、そこだけ変更前後載せていたのか。
0:11:03	これはどちらになるんでしょうか。
0:11:08	はい。関西電力の平野でございます。資料 2－1 の通しページの 4 ページ目に過去の事例、こちらが最新の核燃料物質の取扱施設に貯蔵施設の主要設備リスト。
0:11:22	の変更があった場合の例を記載させていただいておりますけども、こちらのSAボードカーによる伴う制定でございまして、主方すべてを載せるのかそれとも改造設備のみを脱水して述べる。
0:11:37	記載するのかというようなご確認ございましたけども、こちらに記載されている例の通り、改造は、
0:11:47	衛藤。
0:11:48	藤街道範囲の、の設備のみを記載抜粋しまして、そちらに対して変更がない旨を記載しております。
0:11:59	またそれに伴いましてそれ以外の部分に関しましては注釈をつけまして、下の方にも括弧 1 中というふうに書いてありますけども、コーニング笹井対象からこれのみを抜粋しておりますという旨を記載しております。
0:12:16	規制庁鈴木です。
0:12:20	まさにここの資料 2－1 の 4 ページの注 1 のやり方をちょっと変則的だけど、
0:12:28	少なく、今回の申請については、
0:12:35	対象がありませんということを
0:12:38	期することでこの

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:40	何ていうかな、バス抜粋の代わりにするみたいなそういうイメージってことですか。
0:12:49	はい。その通りでございます。従来ですと表 1 をつけて、抜粋した後に他の部分は、過去の事例から変わりませんというような旨を記載しておりましたけども、今回表自体がございませんので、基本設計方針、下の方の仕入れが変わりませんという文言を追加させて、
0:13:05	いただこうと検討している次第でございます。
0:13:08	はい。規制庁鈴木です。
0:13:11	資料 2－1 の 3 ページの書き方が、これまでの、
0:13:17	事例そのものではないけれども事例に沿って同じように考えるとこういうふうに書くことになるんじゃないかという。
0:13:25	検討結果だということで理解しました。で、
0:13:32	一応情報はすべてこれで、
0:13:35	入るので、
0:13:39	若干わかりにくいところはありますけれども、情報は一応そろっているということで理解しました。
0:13:48	その上でですね、この前回の確認したかった内容そのものではなくて、今回のような説明を受けてちょっと、
0:14:01	さらなるちょっと確認をしたいことがありまして、
0:14:08	2 月 16 日の審査会合において、
0:14:17	今日の資料で言うと資料 3 の、
0:14:20	ナンバー3 のところを回答いただいて、
0:14:25	審査会合の場で回答いただいて、
0:14:29	1 号については、制御棒クラスター、
0:14:34	計測制御系統施設から金融されてる 48 行以外の制御棒クラスター
0:14:41	が、
0:14:43	この核燃料、
0:14:48	物質の、
0:14:49	取扱施設及び貯蔵施設の方に、
0:14:53	専用として、確か 1 号だと、全部で 114 個って言ってたと思いましたけれどもそうすっと、
0:15:01	差し引いて 66 が専用で、
0:15:04	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設として
0:15:09	これはSA設備、なると思いますけれども、存在して、現状存在していますと。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:15	いうことでそれについては基本設計方針の適合性検査の方で受検済みですという、
0:15:22	説明があったと思いますけれども、
0:15:24	そうすると、
0:15:28	変更前のところで何か、何かしらその 66 戸がSA設備であることっていうのは、
0:15:34	基本設計方針なり主要設備リストの方に、
0:15:38	載っていたのかなというふうに思ったんですけど今回そこを、
0:15:42	削除するような変更を、
0:15:45	箇所がないように見えるんですけれども、
0:15:49	もともとこれ主要設備リストに、なぜ載せていなかったのかっていう話と、
0:15:55	それから、今回、その 66 校分の
0:16:01	制御棒クラスターっていうのが、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設、
0:16:07	から外れるというところが今回の申請書でどこで読めるのかっていう、
0:16:14	ことが、今度はちょっと、
0:16:16	さらなる疑問点として出てきていてそこが、今申請書、現状の申請書の中で、
0:16:25	何かしら記載がされているところがあるのかどうかちょっとそこを説明していただけますか。
0:16:38	関西電力の石田でございます。
0:16:42	すいません現状対数個数ですけど、明確に載っていますのは、4 表の計装設備側にしか、まずございません。
0:16:54	なので数字的には 48 体だけ残っております。
0:16:57	先ほど鈴木さんが言われています設営せ、SA設備としては、大数の登録はございませんというのをまずお答えでございまして、全体の台数については
0:17:09	添付資料 19 の方で、成立性、
0:17:13	制御棒を挿入して未臨界が確保できる方法の成立性という意味でご説明をしているというのが今の現状でございます。
0:17:22	よろしいでしょうか。
0:17:25	規制庁スズキそうすると、
0:17:28	みりん。
0:17:30	臨界防止の成立性のために、それがあると言っているだけで、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:36	実際にはSA設備として、本文の中で、
0:17:40	その 66 個という数字が、書いてあるかどうかは別としてもSA設備として制御棒クラスターが、
0:17:46	兼用もんのもの以外のものがあるということを読めるところは、新規制のときの、
0:17:53	基本設計方針なり主要設備リストでも登場していなかった。
0:17:59	ただ、
0:18:01	丹がために、
0:18:03	今回、例えば、
0:18:06	表一位は該当。
0:18:08	納期がありませんとかそういうふうになっているということに、
0:18:13	なってしまっているわけですね。で、なぜそうなって、
0:18:17	な、そういうふうにしていたのかがちょっと。
0:18:20	よくわからなかったので、SA設備として何かしら、
0:18:24	何か、基本設計の中でちらっと登場してくるものなんかは、どんな衛星分類だとかっていうところは何か主要設備の方に、
0:18:33	設備リストの方に、普通は載せるのかなと思ってたんですけど、
0:18:38	そこが載せなかったのは何か理由はあるんですか。
0:18:48	はい。関西電力の矢野でございます。今回定量クラスターに対して、当委員会防止のために使用しますというものに関しましては従来の基本設定方針の中での領域管理の中の説明、
0:19:03	その中でご説明しているものでございまして、その中で実際に何本使用するといったような記載等はしておりません。またえっとですねスタートのSA設備として使用する旨を記載させていただきまして、これの耐震評価等はどうなっているのかという部分に関しましては今回削除するといった申請になって、
0:19:23	おりますけれども、この表 2 ということで核燃料物質の取扱せ施設及び貯蔵施設の兼用設備リストのほうを記載しておりましてそちらの方でSA設備の分類に関してご説明させていただいている次第でございます。
0:19:42	原子力規制庁スズキです。結局だから、兼用の 48 個以外については、
0:19:50	本文の方では、具体読めるSA設備になってますよってことを読めるのはなかったというふうに、
0:19:57	理解しているんですけれども。
0:20:01	す。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:03	そうすると、今回、48 行以外の制御棒クラスターをSA設備から外すというのは、
0:20:11	申請書上から読めないので、
0:20:14	中性子吸収棒集合体をSA設備から外しますとこれ心審査会合にせん、説明いただいてそれは、基本設計方針の下の方から消えるので、
0:20:24	それは手続きとしては、
0:20:26	できるんですけど、
0:20:29	その 48 コウノ兼用以外の制御棒クラスターがSA設備から外れますよっていうところを、
0:20:36	本文側で何かしら見えない限りにおいては、それを、
0:20:41	まず、衛生設備から外したという手続きを、
0:20:46	する、何かしらのトリガーが我々としては何もなくてですね、逆に言うと一方で、
0:20:52	申請の時に本当に 4 件要してる 48 個以外の制御棒クラスタを本当に衛生設備として登録していたのかなあっていう。
0:21:02	ところが逆に疑問で、
0:21:04	もともと登録してなかったから今回もう外すという行為がありませんっていうことだったらなんか理解できるんですけど。
0:21:12	そこはちょっと審査会合のときの説明と、申請書がなんかちょっと食い違ってるように思えて、ちょっと我々どういうふうに手続きをしたらいいのかなっていうところで悩んでいるっていうところなんですけど。
0:21:25	私が言ったように制御棒クラスター意見用以外のものについて、特段、手続きをしなくても、
0:21:34	関西電力としては、は困らないですかね。
0:22:09	減少規制庁スズキで一応補足しておくと、
0:22:12	審査会合の資料 1－1－1 の、
0:22:16	中で、
0:22:20	ちょっと審査会合の資料に、
0:22:22	戻っちゃいますけれども、
0:22:26	15 ページで 54 条の適合のを説明をしていてその中でもですね。
0:22:33	SA設備と使用として使用しなくなるっていうのは、
0:22:40	中性子吸収防集合体、
0:22:43	適合す、SA設備として使用しなくなるというふうに、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:51	説明されていて、審査会合の場では制御棒クラスタSA設備として使用しなくなるという手続きがあるという説明はなかったかなあというふうに思っているんですけど。
0:23:04	そこは、それ、
0:23:06	間違いないですか。
0:23:10	ということも併せてちょっと。
0:23:12	説明をしてもらいたいんですけど。
0:23:37	関西電力の平でございます少々お待ちください。
0:23:42	はい規制庁スズキですわかりました。
0:24:27	そうですね。
0:24:45	と、関西電力の平尾でございます。まず審査会合で使用させていただきました資料の 50 条に関する説明、2 の部分になるんですけども、あとこちらの中では制御棒クラスタの内容は出ずに
0:25:01	使用済燃料検定を中性子吸収防集防災は、SA設備として、
0:25:06	吉尾中学なるということを記載させていただいておりました。この記載の意図に関してなんですけれども、既工認の基本設計方針の中にですね、あと使用済み燃料ピット用中性子吸収防集合体の設計要件に関しましてフィリピン中性子厳しいご質問をさせていただいておりまして、そちらを削除させていただきますと、
0:25:27	ただし、こっち側の削除に伴いまして基本設計方針が変更になりますけども、
0:25:32	そもそも中性子吸収防集合体に関しましてはもうSA設備として使わなくなりますので、こちらの状況に対してあえて改めて審査する必要はございませんというものを説明させていただいた次第でございます。
0:25:50	現象規制庁数ですはい我々もそういう理解でいいまして、
0:25:56	基本設計方針から消えるので、基本設計方針書いてた箇所は、
0:26:01	まさに 54 条に、すいません、69 条 2 項ですね、技術基準 69 条 2 項の、
0:26:12	水が大量に漏えいしたときに使う。
0:26:17	使用済み燃料ピット中性子吸収体を構成する機器として、中性子吸収募集を体があって、それについてはどういう。
0:26:32	どういうものかという説明が、もともと基本設計方針の中にあったのでそれを今回の
0:26:38	吸収体を廃止するという、改造に於いて、なくすので正として使用しなくなるというところは理解していて、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:50	あそこの中性子吸収体を廃止するという中には制御棒クラスターも入っているので、
0:26:56	素行も使用しなくなるというところは理解したんですけど、
0:27:00	申請書上はそのす制御棒クラスターも使わなくなるというところは、
0:27:06	ケーヨー設備リスト置きが消えるだけなので、48 個のみが使わなくなるというふうな手続きに今回は、
0:27:17	なるのかなそういうふうにしかちょっと読めないなというところだったので、残りの制御棒クラスタについて設備として使わなくなるということが、
0:27:27	今回の申請書の中で読めるところがありますかというところをちょっとお聞きしたかったんですけれども。
0:27:42	関西電力の平野でございます。同じく審査会合の資料になりまして、右肩 8 ページ目の部分でございますけれども、こちらの中で基本設計方針の新旧比較、変更前後を記載させており、
0:27:56	いただいておりまして、一番上のものでございます。こちらの中で制御棒クラスタもしくは使用済燃料ピット要求中性子吸収 5 集合体、こちら二つ合わせまして使用済み燃料ピット用中性子吸収体というふうにご説明させていただいてますけども、
0:28:11	こちらを貯蔵領域として設定、
0:28:15	脳波 1 を用いまして貯蔵領域を設定することによりスプレイや、蒸気条件下においても 1 回防止大瀬委員会を防止する設計とするということを記載させていただいておりまして、
0:28:27	両者を使いましてSSPとしまして 69 条の第 2 項に関して、適用させていくということを、従来の基本設計方針では記載させていただいておりました。ですが、こちらの条文、こちらの一文に関しまして、
0:28:43	あと、今回の申請に伴いまして、勢力だったものを修正する。
0:28:47	吉尾澄子様、中性子吸収防集合体、こちら両方とも考慮せずに、臨界を防止する設定とすると、いうふうに記載の変更をいたしますので、こちら両方ともSA設備としては使用しておりません。
0:29:00	また続きまして右肩の 9 ページ目の方になりますけどもこちらが計測制御系統施設の要目表でございます。
0:29:09	こちらで先ほどから述べさせていただいております、48 体に関する要目表でございますけども、38 台に関しましては継続、
0:29:19	従来通りと変更なく、計測制御系統施設としてはSs設備として支援をしていると。
0:29:28	規制庁鈴木です多分、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:32	話は平行線で、
0:29:33	結局今説明されているところも我々は理解していて、
0:29:37	それを兼用設備として外すから制御棒クラスタはSA設備じゃなくなるっていう、
0:29:43	ふうに我々は申請書上ではそうしか読めないかなあというふうに思っていて、
0:29:48	兼用設備じゃない制御棒クラスターがもともとあって、それもSA設備じゃなくなるよってことが明確に読めるところはどこかありますかということをお聞きしてるんですけどやはりそれはないというふうに今理解しましたので、
0:30:03	ちょっとそこの手続きを我々がでは、現状ではちょっとできないのかなというふうにちょっと思っているっていうことをお伝えしておきたいと思いますけれども。
0:30:15	すいません関西電力の石田ですけれどもよろしいですか。
0:30:21	原子炉規制庁鈴木ですどうぞ。
0:30:24	ちょっと説明が不十分だったようなんですけど、先ほどの審査会合資料の 9 ページの方でですね、変更前については、計測制御施設として制御棒がまずあります。
0:30:36	それに加えて、注 1 で、核燃料物質の施設及び貯蔵施設の内周燃料貯蔵設備を兼用しますと宣言してたので、
0:30:46	計測制御設備としてもエントリーしますし、SA設備としてのエンドウにしますというのをもともと宣言してましたと。
0:30:54	これに対して今回の変更ではこの注記を外してまして、兼用として体制設備を外しまして、本来の計測制御設備だけ残しますというふうに宣言してますので、
0:31:06	この点はご説明可能と思っているんですが、いかがでしょうか。規制庁それは継続性を継続施設の話であって、私が聞いているのは、
0:31:17	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の方で、
0:31:21	40、兼用していた 48 個以外の制御棒クラスターが、
0:31:28	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設専用兼用されてない専用の設備としてもともと申請の時にはありましたと。それがSA設備として、
0:31:41	扱ってきたんですっていうところは、新規制のときの、
0:31:46	申請書を見ても今回の申請書を見ても、該当するものがあるようには読めないですよねってところをお聞きしていたのであって、計測制御系統施設としての、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:58	DBとしてもともと要目表で登録されていてかつ新規性的にはこれはSAとして確か、
0:32:07	ちょっとな。
0:32:09	技術基準何条だったか忘れちゃいましたけど、ATWS対策として、
0:32:14	SA設備登録するということはやっていてそこについては今回変更がないことは理解しているので、継続制御系統施設としての制御棒クラスターとの登録について変更がないことは理解しているつもりです。私が言ってるのはあくまでも、
0:32:30	核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設専用の制御棒クラスタの話をしています。
0:32:37	そこはよろしいですね。
0:32:53	原子炉規制庁宗ですこの場で何か
0:32:57	既申請の時の手続きがどうだったということを問いただすつもりはないので今回の申請で何をしたいのかというところだけ、
0:33:05	明確にしたいと思います。これについては引き続き、確認をしていきたいと思いますので何かしら、今日のところは、規制庁として、
0:33:18	減容していない制御棒クラスタについての変更があるように読めるのか読めないのかというところが、我々としては現状の色彩は読めませんねということだけお伝えしていきますので、
0:33:30	もしそれについて、手続きが漏れてしまうということであれば何かしら、今後引き続き、追加の説明をお願いしたいと思います。
0:33:40	この話は以上にしてですね次の 2 番目の話に行きたいので、
0:33:46	関西電力の方から説明をお願いしてもらってよろしいでしょうか。
0:33:51	杉さんすいません、関西フクハラです。今の話最後少しだけ保険確認させていただきたいんですけども、要は要約すると、この 1 号に 114 本あった制御棒クラスターのうち、48 本の手続きを関西ガコウとろうとしてるのはわかったと。
0:34:08	残り 66 本はどんな手続きに今回なってるんですかっていう話のところを疑問に持たれていて、もともと 66 本はSA設備としてそもそも登録監査をしてあったのかしてなかったのかっていう話と、
0:34:22	それぞれを、そこからさらに今回の申請でそれをどう変えるのか変えてないのかっていうのが、どういうつもりなのかっていう話を今、今の申請書だけ見てると何も触ろうとしてないようにしか読めませんけどというふうに

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:39	おっしゃったようにも私は理解しているんですけども、ここの理解で合ってますでしょうか。原子力規制庁スズキです私の思いは、今まさに言われた通り、いいですけれども、
0:34:50	ただ一方で、2 月 167 の審査会合において、関西電力から、
0:34:56	66 本の制御棒クラスタについては、核燃料物質の取扱施設ちょうど施設側の方で、基本設計方針の適合審査の方、
0:35:06	受験をして終了していますって説明があったので、関西電力としては、核燃料物質の取扱施設及び貯蔵施設の専用の制御棒クラスタがあったということは、
0:35:19	申請の時に手続き済みだったので受検しています。もう受験も終了していますっていうふうに、
0:35:25	審査会合で説明されていたと思うので、地域性のときに、登録していなかった云々というところについては我々特段、
0:35:33	改めて議論しようとは思っていないんですけれども、
0:35:38	そこを素行からもう一度確認をし、した方がよろしいですかね。
0:35:48	関西電力の福原です。審査会合で使用前受けてるんですか受けてないんですかっていう議論になったときに、我々としては基本設計方針検査っていうものを実施していますので、そこの中で、
0:36:03	基本設計方針通りに現場実態書き物所属なりが社内の書類が、その通りになっているというようなものを
0:36:14	検査してますという形で回答させていただきましたけども、今日のご説明というかご指摘きいを踏まえてですね
0:36:26	関心も、
0:36:27	持たれてる部分っていうのがすごくよくわかりましたので、もう一度我々の方として、整理してですね、またご説明させていただきたいと思います。
0:36:39	編集規制庁鈴木です。そこは次回以降ということでよろしくお願いします。では続けて、2 番目の説明を、に進んでいただきたいんすけどよろしいですか。
0:36:54	はい。関西電力の平野でございます。それではコメント№.2 番に関し、基本設計方針の
0:37:01	記載事項のうちの臨界防止設計条件に関わる記載の箇所に関してのご説明をさせていただきます。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:08	まず申請者の考え方といたしましては臨界防止の設計条件に関して、重大事故等対処設備の説明の箇所に対して記載させていただいておりまして、ちょっとこの辺り、従来の記載にのっとりまして今回変更には
0:37:24	行われる 69 条の第 2 項に関する記載の部分、スプレイ設備ですね、スペーストレイ設備の部分に関してのみ今回の評価条件に伴う
0:37:36	増加状をかけないように発生するような記載を変更をいたしておりました。
0:37:44	一方でですね今回使用済燃料貯蔵槽の項目の中で、教育委員会の評価に関することというものをすべて一括して記載させていただいておりますので、
0:37:55	ここの記載の変更案といたしましては当ページの 7 ページ目でございますね。
0:38:03	47 ページ。
0:38:13	すみません、ページの、通しページの 5 ページ目でございまして、現状、貯蔵設備の項目のところに一括してすべての当委員会 5 所防止条件に関する事項というものを集約して記載させていただきまして、
0:38:27	従来のSA設備の加来衛藤。
0:38:31	送水車ですとか、ちょっとつくり綴り部分に記載させていただいておりました臨界防止設計の条件というものに関しましては削除するというような、規制の変更方針を検討しております。
0:38:44	後規制庁スズキです。はい。
0:38:48	資料 2－1 の 5 ページの青枠のところで 69 条 2 項については、
0:38:56	スプレイだとか注水だとか放水設備のところではなく、貯蔵設備側の方として、
0:39:06	全体的な方針としてそこに、
0:39:10	書いて、
0:39:12	おけば、
0:39:14	他のを、
0:39:16	給水スプレイ補放水の設備。
0:39:20	がその後ろの方に出てくるので、その
0:39:23	説明で繋がりがわかるでしょうと。そういうことで、
0:39:28	ここに持ってくるのがいいんじゃないかっていうところについては理解しましたんで、
0:39:33	一方で
0:39:38	69 条 2 項の臨界防止の話ではなく、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:43	69 条 1 項の臨界防止の話も、
0:39:47	記載を、それに合わせて変えるような資料になってるんですけどそこの説明を追加でお願いしたいんですけれども。
0:40:07	原子炉規制庁スズキすみませんミュートになってたんでもう 1 回話をします。
0:40:14	資料 5、2－1 の 5 ページで各注水スプレイ放水設備のところで臨界防止の説明を書くのではなくて、
0:40:25	その前段の燃料取貯蔵設備側の方で、
0:40:30	注水スプレイ放水の条件も含めた臨界防止の説明を書くというところについては、話の流れからしてこその後段に、
0:40:41	注水放水、
0:40:44	スプレイ設備、そういったところが出てくるので、その話の繋がりとして、わかりやすいでしょうというところについては理解しました。
0:40:54	その一方で、同じページに、69 条 1 項の臨界防止のはなCも記載を変えようかという。
0:41:05	何か説明がありますのでそこの説明も追加でお願いし、できますか。
0:41:15	はい。関西電力の広野でございます。資料 2－1 の通しページの 8 ページの部分が、今回江藤衛藤と申請の中で一応記載しておりましたスプレイ時において衛藤 69 条の第 2 号に適合するような内容で、
0:41:30	臨界防止を設計をするというもので、
0:41:33	見えないと思いましてこちらに関しましてはまず、
0:41:36	今回の予定、記載、適正化の通りちょっと使用済み燃料町道の項目の中に入れ込むということを検討しております。一方でですねじゃあ、
0:41:48	補正額使用済み燃料ピットへのスプレイということで 69 条の第 2 項の部分、記載しておりますけども、通しページ 7 ページの部分ですね、こちらは送水車の記載になるんですけども、
0:42:00	こちらに関しましても同様に 69 条の第 1 項の記載で衛藤委員介護施設に関して述べている部分になりますので、アプリケーションの第 1 項及び第 2 項、両方ともような、
0:42:11	営業、使用済み燃料貯蔵槽の記載箇所の中で、臨界防止に関して説明させていただいた方が、我々としてのその臨界防止の管理の都合上都合がいいということで、記載を行っているものでございます。
0:42:28	規制庁都築です。記載をどう適正化するかで 69 条 2 項が
0:42:33	検討を踏まえると 69 条 1 項側の臨界防止の方針も、
0:42:39	送水車による、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:42	ピットへの注水のところだけに書いとくよりかは、前段のちょうど設備のところに、
0:42:48	書いた方がわかりやすいだろうなということで、そこに移す適正化をしようかというところで、理解はします。一方で、
0:43:00	これをどう適正化するかなんですけど、
0:43:05	今回の申請の変更後のところに書いてしまうと、これ改造になってしまうので、
0:43:13	具体もし補正されるつもりがあるというんであれば、
0:43:17	69 条 1 項側の方は、変更前の適正化として、
0:43:24	今回対応するということなのかなあというふうにちょっと想像はしていますけど。
0:43:31	その辺のところは具体の補正のときに検討した上で、やっていただければなというふうに思っています。
0:43:41	それから、ちょっと、
0:43:44	69 条の 1 項 2 項がここに並んだので、
0:43:49	ＤＢの、
0:43:52	技術基準の 26 条の未臨界維持、
0:43:56	のところの記載と、
0:43:59	合ってるのかなっていう観点で、ちょっと確認をしたくてですね。
0:44:18	今回の申請書でいうと、
0:44:35	1 号の申請書だと、ローマ数字 2、アラビア数字 2 の 6 の 3 ページの、
0:44:43	上側の方に、
0:44:46	新年度貯蔵設備のお話があって、それで、
0:44:54	使用済み燃料貯蔵設備の話。
0:45:08	電力の平尾でございます。すいません。ちょっと末端ミュートになっているかと思いますけども、ご発言されていますでしょうか。
0:45:17	すいません規制庁鈴木です。
0:45:20	すいませんまたミュートんなってました。
0:45:24	もう一度お話します 69 条 1 項の説明を、
0:45:30	今回、2 工場に合わせて適正化しようと。
0:45:37	考えられているん。
0:45:39	ですけれども資料 2－1 の 5 ページで言っている、赤枠で書いてあるところですね。
0:45:45	ここのところを、今回、
0:45:52	仮に補正をしたとして、修正をかけてくると。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:56	変更後の欄に入れるとですね改造になってしまって、
0:46:02	今回の申請の趣旨から何かちょっと、
0:46:05	違う気がするので、適正化ということであれば変更前の方で、
0:46:10	適正化をかけるだとか、そういったような、
0:46:13	ことを考えた方がいいのかなというふうに思いますけれども、その辺ところは補正するにあたって、関西電力の方で検討をしていただきたいなというふうに思ってます。一方で、
0:46:25	今 69 条 1 項にこうこう並んだので、DBの 26 条の未臨界維持の話のところ、
0:46:34	が、
0:46:37	ならん記載の仕方が同じようになっているのかなという観点でちょっと確認をしたくて、
0:46:45	今回の申請書で、
0:46:50	新燃料、
0:46:52	貯蔵設備側の説明は、
0:46:56	1 号の申請書でいうと、ローマ数字 2 の真鍋数字 2 の 6－3 ページのところの、
0:47:02	でいるんいて、
0:47:04	使用済み燃料調設備も同じページのところに載ってるんですけれども、
0:47:10	書き方がこれ、同じようになっているのかどうか、
0:47:17	素行、
0:47:19	一応確認をされて、今回こういうふうに書こうかなっていうふうに思われたっていうところで理解してよろしいですか。
0:47:48	はい。関西電力の比嘉でございます。遠い御所いただきまして足達厚イデ 2－6－3 ページの部分に関しましてDBの条文に関しましては、臨界防止設計をこのようにいたしますと、
0:48:01	いう部分になりますので確認図にございます。
0:48:06	はい規制庁スズキですちょっと書き方が違うなと思ったのは純粋の条件でやってるところが、
0:48:13	DBの方は、
0:48:15	燃料収容時に純水で満たされた場合を想定してもっていう書き方になっていて、
0:48:22	69 条 1 項が一で今回適正出荷しようかっていうところの、資料 2－1 の 5 ページのところ見てると、実効増バリアが最も高くなる純水冠水状態においても、ていうような、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:36	言い方になっていて、これはDBの考え方と、
0:48:41	69 条 1 項SA側の方の、
0:48:44	考え方が若干違うので、同じ。
0:48:48	条件に、
0:48:49	だとしても書き方は若干違うんですよっていうことなんでしょうか。
0:49:06	藤関西電力の平野でございますし、まず、DB上部の部分の記載に関しましてはそもそも燃料ピットの水位が低下しないという前提でございますので、もちろん水で満たされた場合を想定してといった記載の、
0:49:19	江藤東出、伝えさせていただいております。あと一方で 69 条違います69 条の 1 項の部分の記載に関しましてはまず水位の低下を想定しなさいと。
0:49:30	いうような部分からされて参りまして、我々の説明の結果、純水冠水状態を維持できると、いうような記載になって頭、結果になっておりますので総則、
0:49:41	記載の書き出しの説明が行っておりますというものでございます。
0:49:47	規制庁鈴木です。ちょっと、
0:49:49	私の理解が正しいのかどうかなんですけど、69 条 1 項って、許可で言っている想定事故 12。
0:49:57	想定事故 1 に行って、
0:49:59	使用済み燃料が、
0:50:04	露出するところまで水位が下がる。
0:50:07	ものなんでしたっけ。
0:50:14	関西電力の平でございます衛藤。
0:50:16	と法定事項イシイの方に関しても燃料に関してつきましては露出しないものでサイフォンブレーカーの入口の部分まで水位低下するというような事象でございます。
0:50:29	規制庁スズキ想定事項 2 は露出するんですか。
0:50:40	関西電力の福原です想定事故 12 ともにですね露出はしなくて燃料は水に浸かった状態冠水状態での評価をしているものでございます。
0:50:53	規制庁スズキでそうすると実効増倍率が最も高くなる冠水純粋冠水状態って、
0:51:00	言ってるのは、
0:51:02	冠水状態について実効増数が最も高くなるっていうのは、特段何もかかってなくて、純水で冠水している状態が実効増倍率が最も高くなるっていう話だとすると、何かDBの、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:17	話と何も変わらないような気がして何か書き方がちょっと違うのかなっていうふうに思っただけなんですけれども。
0:51:25	そこは何かあえて書き分けているんですかね。
0:51:33	ここはずっと関西電力の福原ですけども新光ドバイが最も高くなる浄水冠水状態っていう言い方のところに、そのうちから、どこにアクセントがあるかっていうと、純水、
0:51:47	ていうところにきっとマーク線と置いて書いているのではないかというふうにちょっと考えて冠水状態、秘密をドローンでもあれば、
0:52:00	そうするとそれでよく
0:52:04	規制庁都築です。多分結果論でもあるような気もして 69 条 1 項は、ちょっとその辺は
0:52:12	書き分けている以内がまずあるのかどうかっていうところと、それから書き分けた方がいいということであれば、素行は多分これ許可でこう書いてあるので、
0:52:24	そのまま書く書いてるんだと思うんですけど。
0:52:29	その記載の方が 69 条 1 項として、
0:52:35	言い表してよく言い表しているんですよっていうことであれば別に構わないかなというふうには思いますけれどもちょっとその辺、確認だけしといていただけますか。
0:52:49	はい。関西電力の平尾でございます。確認させていただきます。ありがとうございます。はい。規制庁鈴木です。
0:52:56	同じ箇所でですね 6911 コウノ。
0:52:59	記載の中に、
0:53:03	可搬型代替注水設備によるっていうふうに設備を具体化して、
0:53:10	冷却及び水の確保により、使用済み燃料ピットの機能を維持して、言ってるくだりがあるんですけど、
0:53:18	これきょカーだと、許可申請書だと可搬型代替注水設備によるって設備を具体化してなかったかなあというふうに思うんですけれども。
0:53:29	燃料貯蔵設備のところにこれをも、この記載を適正化で持ってくるときにここで設備を具体的に特定した方が、
0:53:39	いいのか或いはそれした方していることが、最も
0:53:45	方針としてよく言い表しているのか、ちょっとそこがちょっと疑問でして、なぜかっていうと許可の時の
0:53:56	SFPの注水、それからスプレイ放水のところについては、69 条 1 項に限らず、まず多様性拡張設備、DBとして、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:09	もともとあったものが使えるんであれば、
0:54:12	使って、続いて、代替注水を使って代替スプレイを使って、それで放水砲使うっていう流れざっくりですよ、そういう流れだったかと思いますので、
0:54:25	69 条 1 項について設備を、何か特定してしまう。
0:54:33	必要があるかどうかっていうところは、設備側の方の方針のところで、書けばいい話であるのかなっていうふうに思って燃料調設備側の方に
0:54:46	も移動してきた時にはここは、
0:54:49	設備を特定しなくてもいいんじゃないかなっていうちょっと疑問がありますので、ちょっとそこも、関西電力の方でもう一度確認をしていただければなというふうに思いますけど、よろしいでしょうか。
0:55:04	まあしゃべる。
0:55:06	関西電力の福原です。確かに今おっしゃられたところ、いや、よく読むと、違和感あるかなっていうふうにも思いますので、例えば
0:55:17	可搬型代替注水設備等による冷却と入ってれば、まだよかったのにっていうそんな感じですかね。
0:55:26	規制庁鈴木です。
0:55:29	どこまでここを技、あえて書くか。
0:55:33	ていうところですね、許可の方では特段、設備を特定してなくていきなり、
0:55:41	冷却とか、水位確保っていうふうな、
0:55:45	説明になってたかと思いましたので、あえて、設工認だから何か設備を特定して書こうかっていう、
0:55:54	必要が本当にあるのかなあというところだけですのでそこもちょっとご検討いただいた方がいいかなというふうに思いますけど。
0:56:05	はい。はい。
0:56:07	はい。関西電力の平野でございます承知いたしました。ちょっと確認して記載の方検討させていただきたいと思います。
0:56:14	規制庁鈴木ですよろしくお願いします。よければ次に行っていただけますか。
0:56:25	はい。衛藤監査委員塾の平野でございます。続きましてはコメントナンバーの、
0:56:30	4 番目です。江藤添付資料 2 の委員会説明書の中に、会議きちっと添付しております添付資料の選定について今日、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:56:40	既工認の既工事計画の添付資料と整合させてはいかがかといった部分に関しましてと、我々の当初の申請の意図といたしましては許可申請の時に衛藤、
0:56:54	今ご確認いただいた審査資料というものはすべて記載して添付資料中に盛り込んだ方が良いというふうな思いから、こちらすべてつけておりましたところですけども、
0:57:04	今後の今後の通りますと、以前の既工認の計画書の添付資料との整合性を勘案しまして、資料構成を変更しようと思っておりますと、こちらの検討内容なんですけど、
0:57:17	途方stageの 9 ページ目でございますね。チラー現在書いてあるものが、申請、今回申請時の添付資料の、
0:57:27	添付資料 2 の委員会説明書の目次でございますけども、
0:57:31	過去の
0:57:33	個別計画の委員会説明書等の堤防と考えまして、こちら見え消しになっております別添の一番の上から三つ目の大規模漏えい時の臨界評価における不確定性の考え方に関するもの。
0:57:48	ベッショの中では計算プログラム確保解析コードの概要こちらの 2 件のみを残しまして、
0:57:53	今回の、ちょっと見栄え説明書の方を補正させていただきたいと考えております。以上でございます。
0:58:00	原子炉規制庁鈴木です。ここについては追加で確認したいことはありませんので、続けて次にいってください。
0:58:13	はい。ちょっと関西電力の平野でございます。
0:58:16	続きましてコメント№の 5 番、衛藤衛藤資料 2－1 でいきますと(4)ページ、(4)、
0:58:23	添付資料 2 の説明書に世界条件の記載というものを、ちょっと本文側に盛り込んでいる増加というもので進んでございまして、今回編成時の考え方といたしましては設置許可の添付 8 に記載しております。
0:58:37	はい。移動系に関しましては添付資料 2 の別添 1 の中に、そのパラメーターごとにですね分担してより具体化して記載していくものでございます。
0:58:47	一方ででですね今回ですけども、こちらの委員会指名書の添付内容に関しましては、ポイント合わせということもございますのでちょっと全部、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:58:58	設置許可添付 18、記載され西記載しております解析条件に関しましては本申請書の添付資料 2 の本文の中に集約して記載することを検討しております。
0:59:09	具体的な記載内容に関しましては、そうしているので、
0:59:13	11 ページ目、ご確認いただきますと、と記載しております通り 2 ポツ大規模どういう時の使用済燃料ピットの未臨界性評価の(1)所の基本方針というものがございますので、こちらの末尾に関西支店路線という資料。
0:59:28	設置許可の添付 8 の記載と解析条件のほうを盛り込みたいと考えている次第でございます。以上でございます。
0:59:36	技師長規制庁鈴木です。
0:59:39	ここについてはちょっと、
0:59:44	疑問というか確認しておきたいところがありまして、
0:59:47	まずう種資料 2－1 の 11 ページに赤枠で書いていただいた内容は、
0:59:54	設置変更許可申請書のテンパちいの記載のところを
1:00:01	修正してきて、ここに異例、
1:00:05	8 日というところを、
1:00:07	は理解していて、ここのテンパチの記載、設置変更許可申請書のテンパチの記載のこの該当部分っていうのは、
1:00:16	臨界防止に当たって、
1:00:23	それを、
1:00:24	決定づけるのに主要なパラメーターをまずピックアップして、
1:00:30	そのパラメーターごとにどのように解析条件を設定するか。
1:00:35	不確かさ影響考慮をしていくかというところを、
1:00:40	考え方として示している内容をだと理解しています。
1:00:47	そうすると、この 11 ページの添付資料の、
1:00:56	書き方、実際今回の申請書のほうを、
1:01:00	見ていただければわかりますけど、この 2 ポツの中で、両括弧 1 の続きとして、
1:01:14	両括弧 2 で計算方法。
1:01:17	があって計算方法の中には、
1:01:20	計算体系、それから、
1:01:24	計算コードのインプットの元となるパラメーターの設定。
1:01:30	それで計算条件という流れが、
1:01:33	あって、そうすると今、

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:36	その設置変更許可申請書のテンパチんとこで言ってた。
1:01:40	主要な臨界、未臨界を防止するに当たってそれを決定づける主要なパラメーターのをまず挙げましたよっていうところは、
1:01:51	この両括弧 2 の計算方法の中のパラメータの設定のところで、
1:01:57	なぜ登場しないのかなって。
1:02:00	逆に言うと、
1:02:02	資料 2－1 の 11 ページで、ここに、
1:02:07	両括弧 1 の評価の基本方針のところに、
1:02:10	東條さしたときに、両括弧 2 の計算方法のパラメータの設定の項目のところは、
1:02:16	何が書かれるんだろうなっていうところがちょっと疑問なのと当然計算条件について、ケース、条件設定の考え方に基づいて、
1:02:26	計算条件を設定しましたってのはやっぱり、両括弧 2 の計算方法の中に、
1:02:32	そういう項目があるので、なぜそこで、具体的な数字だとかそういったのをここで書かないのかなっていう。
1:02:40	ところが、疑問で、
1:02:43	不確かさのその影響についても、
1:02:49	やはり計算条件の設定のところで、何かしら
1:02:53	同じように、並列に書くのがわかりにくければ、また新たな項目を起こして、不確かさはこういった条件設定を考えて、不確かさ評価しますってところを、
1:03:06	何か具体書いた方が、
1:03:08	その設工認の計算書としても、
1:03:12	これまでの書き方と一致するんじゃないかなあというふうに思うんですけど。
1:03:17	す。
1:03:18	そうしない理由みたいなもの何かありますか。
1:03:26	はい。関西電力の平尾でございます。須藤。
1:03:29	ご指摘の方ありがとうございます。ちょっとですね今回の設置、添付資料 2 の本文の部分ですね全体の構成今一度確認させていただきまして、
1:03:41	どこにこちらの添付 8 の解析条件の内容を配布すればいいか、今一度確認させていただきましてちょっと我々の方でももう一度適切な記載箇所の方検討させていただきたいと思います。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:56	原子炉規制庁鈴木です。わかりました。またその検討結果を改めて説明をお願いします。
1:04:02	規制庁側から、今日確認、追加で確認しておきたいことは、以上になりますけれども、
1:04:14	関西電力の方としても、今日、我々が追加で確認したいことはご理解いただいたと思っておりますので、
1:04:21	特にそれ以外で説明とか言っておきたいこととか、
1:04:27	ありましたら、
1:04:29	お願いしたいんですけれども。
1:04:36	すいません関西電力の富樫でございます。本日いただいた気づきについてちょっと今日意識共有させていただきたいんですけれども、
1:04:44	まず 1 点目として等ありましたのが、制御棒クラスターの今回の申請での位置付けということで、計測制御設備として登録されている 40、4 体以外の 66 体に、
1:05:01	関する、SA設備として登録していたのかどうか、また、今回の申請でどういう扱いなのかといったところを、改めて整理させていただくと。
1:05:13	いうのが 1 点目。
1:05:15	続きまして 2 点目としましては、基本設計方針の記載の仕方についてですけれども、
1:05:24	DBの条文、
1:05:27	DBのに関する記載の部分、それからSAの 1 項に関する部分について書き分ける必要があるのかどうか。
1:05:39	失礼しました書き分ける必要があるのかどうかといったところを再度確認させていただくというところが 2 点目。
1:05:47	それから 3 点目ですけれども、同じく 69 条のインターンに関する設定方針の記載につきまして、具体的な設備まで記載する必要があるのかどうか。
1:06:00	ということについて確認させていただきます。
1:06:03	あと最後 4 点目になりますけれども、先ほどお話ありました、こちらの例で言いますと、11 ページ目に記載があります 2 ポツのところの記載ですね。
1:06:15	こちらの今回追加したところの適正記載は箇所を含めて改めて構成を確認させていただくというところが 4 点目と認識しております。
1:06:27	こちらの認識でよろしかったでしょうか。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:30	検証規制庁スズキですはい。その認識で同じです。ありがとうございます。
1:06:36	その他ありますでしょうか。
1:06:43	はい。関西電力の平でございます。こちらから追加で確認させていただきたい事項は特にございません。はい、原子炉規制庁鈴木です。はい。では続いて、今後の
1:06:55	スケジュール感について確認をしておきます。
1:06:59	今日の出していただいた資料 3 の方では、まだ残りの部分を今後、
1:07:06	提出されますということになっていて回答の想定予定が 3 月の中旬ごろというふうになっておりますけれども、
1:07:17	それはそれで準備されてると思うんですが、今日の追加で確認をお願いしたいと言って、
1:07:24	としたところ 4 点ですね。
1:07:26	こちらについては、どのようなスケジュール感でやっていくかというところが現状何かお答えできるところがあれば、説明をお願いします。
1:07:38	はい。関西電力の平尾でございます。徒歩っつう来、平瀬の中でいただきましたコメントに関しましても、同じように、残っておりますコメント№6 から、
1:07:52	9 と同様、同上タイミングで回答させていただければと考えております。
1:07:58	吉尾規制庁スズキですはいわかりました。では具体的に提出される日が決まりましたら
1:08:06	東京支社としてご連絡をお願いします。
1:08:11	こちらからも特段追加で何もありませんので、
1:08:15	これで終了したいと思いますよろしいでしょうか。
1:08:23	はい。関西電力の日野でございます衛藤。
1:08:26	そういたしました。はい、原子炉規制庁鈴木です。ではこれで本日のヒアリングは終了します。ありがとうございました。
1:08:36	ありがとう。はい。

※１　音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
　　　発言者による確認はしていません。
※２　時間は会議開始からの経過時間を示します。